

## 要望事項回答

No.	要望内容	回答
【1】	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	〔広域〕今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
【2】 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について		
(1) 介護保険について		
① 介護保険料について		
ア	2009年度の保険料は引き下げてください。	〔広域〕介護保険料は、第4期事業計画推進委員会で検討してまいります。第4期事業計画は第3期で設定しました平成26年度の目標値に至る中間段階としての位置付けであり、現時点では抜本的な制度改正等もないため、第4期の保険料を大きく変動させる要因は少ないものと考えておりますが、介護報酬の改定、施設整備計画など、不確定な要素もあるため、今後は国の動向等を注視しながら算定していきたいと考えています。
イ	低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	〔広域〕知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。第3期介護保険事業計画においても、その要件を緩和しました。保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としています。第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員会で協議し決定する予定です。
② 利用料について		
ア	低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。	〔広域〕知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。第3期介護保険事業計画においても、その要件を緩和しました。保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員会で協議し決定する予定です。
③	要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。	〔広域〕軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、平成19年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」(居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付)の提出をもって、貸与の要否の判断を行うこととなりました。また、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助については、一律に判断するのではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて判断を行っています。

No.	要望内容	回答
④	特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。	[広域]待機者の解消については、重要な課題と考えています。入所施設及び地域密着型サービスの基盤整備については、第4期介護保険事業計画の施設整備計画の策定において、知多北部広域連合及び関係市町と連携し、事業計画推進委員会及び愛知県と調整を図りながら進めていきます。
⑤	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	[広域]国の方で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が本年5月28日に施行され、平成21年4月までに、「介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策」の「あり方について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とありますので、今後の国の動向を見守ってまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①	配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	[市]対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、最大週7日間、夕食を配達しています。これとは別に、会食(ふれあい)方式は、各地区民生委員協議会で年に数回実施しています。
②	高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。	
ア	敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援	[市]70歳以上の方に、市巡回バスが無料で乗ることのできる「ふれあいパス70」を交付しています。
イ	宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充	[市]高齢者が気軽に集うことのできる集いの場の初期の整備費に要する費用に対する補助、及び運営に要する助成をしています。

(3) 障がい者控除の認定について

①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	[広域]知多北部広域連合においては、障害者控除の対象となるには、要介護が3以上であること、6カ月以上ねたきりであること、さらに主治医意見書の状況が対象者に該当するかが要件となっています。それ以外の要介護認定者につきましては、障害者控除の対象になるか、現在検討を始めたところです。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	現状では、障害者控除対象者であるか否かは、データ化されていないため、個別に検索しなければわかりません。また、申請書を提出していただいても該当しないため認定できない場合があることなどから、すべての要介護認定者に送付することは考えていません。なお、知多北部広域連合において、要介護認定の結果通知書を送付する際に、要介護3以上の方には障害者控除に関する案内文を添えています。また、特別障害者控除の申請の受付につきましては、現在各市町で行っております。普通障害者控除につきましては、検討を始めたところです。

2. 高齢者医療の充実について

①	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。	ひとり暮らし非課税者については当初より対象としていますが、70歳から対象とすることは、高齢者の医療の確保に関する法律からも出来ません。
---	----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

No.	要望内容	回答
②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。	資格証明書については現在、発行していません。また、将来も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、発行については慎重に判断する予定です。
③	後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。	65歳以上の方の障害者医療費助成については、県内統一で適用していません。大府市独自の適用は考えていません。
④	人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。	施設の補助制度・利用割引など国保加入者に限定した保健・福祉施策事業そのものがございません。

### 3. 子育て支援について

①	中学校卒業まで医療費無料制度を現物支給(窓口無料)で実施してください。	平成19年10月より実施しています。
②	妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。	平成19年度から、妊婦健診14回、産婦健診1回の無料受診券を交付しています。

### 4. 国保の改善について

#### ① 保険料(税)について

ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。	一般会計からの繰り入れを適正に見込んだ上で、平成20年度から保険税の見直しを行いました。引き続き、厳しい財政状況のため、保険財政に余裕がございません。そのため、国民健康保険税の減免制度については、拡充する考えはございません。なお、軽減措置がございますので、ご理解をお願いします。
イ	就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度があります。そのため、所得割、資産割、均等割、世帯割の負担をしていただいておりますので、ご理解をお願いします。
ウ	前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。	現在、国民健康保険税の減免制度については、拡充する考えはございません。なお、軽減措置がありますので、ご理解をお願いします。
エ	所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度については、拡充する考えはございません。なお、軽減措置がありますので、ご理解をお願いします。

#### ② 保険料(税)滞納者への対応について

ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のある世帯、病弱者のある世帯には、絶対に発行しないでください。	国民健康保険は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、保険税の収納を図るひとつの方法です。また、子ども、母子家庭等、心身障害者、精神障害者の医療費助成の対象者には、資格証は交付しません。なお、資格証明書の発行実績はありませんが、ご理解をお願いします。
イ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出により分割納税などの方法を取り入れています。したがって、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っておりませんので、ご理解をお願いします。

No.	要望内容	回答
③	65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。	保険税の年金からの特別徴収は、保険制度改革の一環で行われるものです。法令の規定に基づきまして、該当者については、平成20年10月支給分から特別徴収を行います。また、申出により口座振替にすることができますので、ご理解をお願いします。
④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。	1.2倍を超え、1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予になっておりますので、ご理解をお願いします。

5. 障がい者施策の充実について

①	通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。	国の制度による低所得者対策への助成制度が実施されていますので、市独自の減免制度は現在のところ考えていません。
②	補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。	当市は、精神障害者の地域活動支援センターについては、利用料金を無料としています。日常生活用具給付や移動支援については、市民税非課税世帯については、5%負担とし、月額上限も国制度と同様に設定しています。
③	第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。	市自立支援協議会の作業部会において検討を行っています。作業部会の構成は、障害本人・家族、事業者等です。今年4月には障害者全員を対象にアンケート調査を実施しました。

6. 健診事業について

①	特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。	がん検診を除き自己負担は無料としています。がん検診については、70歳以上の方と生保、非課税世帯の方は無料としています。歯科健診は個別を、特定健診及びがん検診は集団の方式で実施しています。集団については、健診実施日のうちから都合のよい日に受診していただきます。それぞれの健診について、個別・集団ともに実施する予定はありません。
②	歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。	毎年8月から11月の間に、35、40、45、50、55歳の方を対象に無料で実施しています。

7. 地方税の徴収について

①	地方税の年金天引きを行わないでください。	住民税の年金からの特別徴収につきましては、地方税法の改正によるもので、これにあわせて市税条例を改正しています。
---	----------------------	---------------------------------------------------------

【3】 国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①	宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
②	後期高齢者医療制度は廃止してください。	

No.	要望内容	回答
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
④	子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	
⑤	消費税の引き上げは行わないでください。	
⑥	社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。	

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①	後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
②	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。	
③	後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。	
④	子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。	
⑤	削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。	
⑥	精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	
⑦	2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。	

No.	要望内容	回答
3.	愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	
①	愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
②	低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。	
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	
④	受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。	
⑤	後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。	